



令和 7 年 度 秋田県職員（消防学校教官） 募 集 要 項

令和 7 年 7 月 7 日
秋 田 県

- 受付期間 令和 7 年 7 月 7 日（月）午前 9 時 0 0 分から 8 月 7 日（木）午後 5 時 0 0 分
- 申込方法 インターネット（電子申請）により申込手続きを行ってください。
（詳しくは、本要項の「10 受験申込手續」をご確認ください。）
- 試 験 日 令和 7 年 9 月 3 日（水）
- 留意事項 受験申込は、受付期間内に完了してください。
入力中であっても受付期間の終了を迎えた場合は、申込を一切受付できませんので、期間に余裕を持って受験申込を行ってください。

※ 使用する機器や通信回線上の理由で申込が遅れた場合であっても、一切責任を負いません。

問 い 合 わ せ
受 験 申 込 先

秋田県総務部 総合防災課消防保安室 消防保安チーム
〒010-8572 秋田市山王三丁目 1 番 1 号
電 話 018-860-4565（直通）
FAX 018-824-1190
E-mail shobohoan@pref.akita.lg.jp

1 採用職種、採用予定人員及び職務内容

採用職種	採用予定人員	職務内容
消防学校教官	1人	主として秋田県消防学校に勤務し、消防職員等に対して専門的な学科・実技の指導を行う。

2 受験資格

次の要件の全てを満たす者が受験できます。

- (1) 消防吏員としての実務経験が7年以上ある者
- (2) 昭和50年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者

◆次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 資格調査等

受験資格の有無、受験申込における記載事項の真否等について資格調査を行います。

なお、受験者の個人情報、職員採用試験及び職員として採用された後の人事管理にかかわる事務に利用することを目的として収集するものであり、目的以外のために使用することはありません。

4 試験の日時及び場所

日 時	場 所
令和7年9月3日(水) 作文試験：午前11時00分～(60分) 口述試験：午後1時00分～	秋田県庁第二庁舎 5階 52会議室 (秋田市山王三丁目1-1)

5 試験の種目及び方法・内容

試験種目	内 容
作文試験 口述試験	文章による表現力、理解力、文章構成力等についての試験 専門知識及び人物についての個別面接による試験

6 合格者の決定・発表

合 格 発 表	令和7年9月中旬（予定）	秋田県職員（消防学校教官）採用選考審査委員会の審査により合格発表を行い、その後、秋田県人事委員会が行う採用選考後に最終合格発表となります。発表方法は、各受験者へ書面により通知します。
最終合格発表	令和7年10月下旬（予定）	

7 試験結果の開示

この試験の結果については、本人が口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、土曜日、日曜日、祝日等の県の休日を除く午前9時から午後5時までの間に開示場所へ直接おいでください。

開 示 時 期	開 示 内 容	開 示 場 所
作文試験、口述試験等の合格発表の日から1か月間	総合得点、試験種目別得点及び総合順位	秋田県総務部総合防災課消防保安室 秋田市山王三丁目1番1号 (秋田県庁第二庁舎4階)

8 合格してから採用まで

(1) 採用予定日

ア 原則として令和8年4月以降の予定です。

イ なお、採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法の規定が適用されません。その他条件は正式採用時と変わりません。

(2) 採用にあたっての注意事項

受験申込における記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用されないことがあります。

9 勤務条件

(1) 給与

ア 初任給一般職の職員の給与に関する条例に基づいて経歴その他を勘案のうえ決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

(2) 勤務時間

原則として、土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休暇

年間20日（採用年は原則として15日）の年次休暇、病気休暇、特別休暇（ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇など）、介護休暇があります。

(4) 福利厚生

職員住宅などの施設があります。

10 受験申込手続

パソコンまたはスマートフォン（電子申請）で申し込んでください。

(1) 申込方法

① 「秋田県職員（消防学校教官）の募集」(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/90103>) の内容を確認してから、同ページ内の「電子申請サービス（受験申込ページ）」のリンクよりアクセスしてください。

② 電子申請サービスのアカウント登録を行い、完了したらログインの上、画面上の受験申込フォームに入力し、申込内容に間違いがないか確認して送信してください。

③ 申込を行うと、申込完了通知メールが自動配信されます。アカウント登録しただけでは、受験申込は完了していませんので、ご注意ください。

（注）1～2日経っても申込完了通知メールが届かない場合は、受験申込受付期間内に速やかにお問い合わせください。

④ 県が受付処理を行った後は、受験者自身で申込内容を修正することができませんので、送信前によく入力内容を確認し

てください。基本的に、受付処理後の修正は、個人の情報に関する部分で入力相異が明らかな場合にのみ対応します。
志望動機・自己PRなどの自由記入欄の修正には応じられません。

(2) 受験申込フォームの入力要領

- ① 必要箇所に漏れなく入力してください。
- ② 最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比おおむね4：3）の画像ファイル（J P E G、J P G、P N G又はP D F）を添付してください。

（注）使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

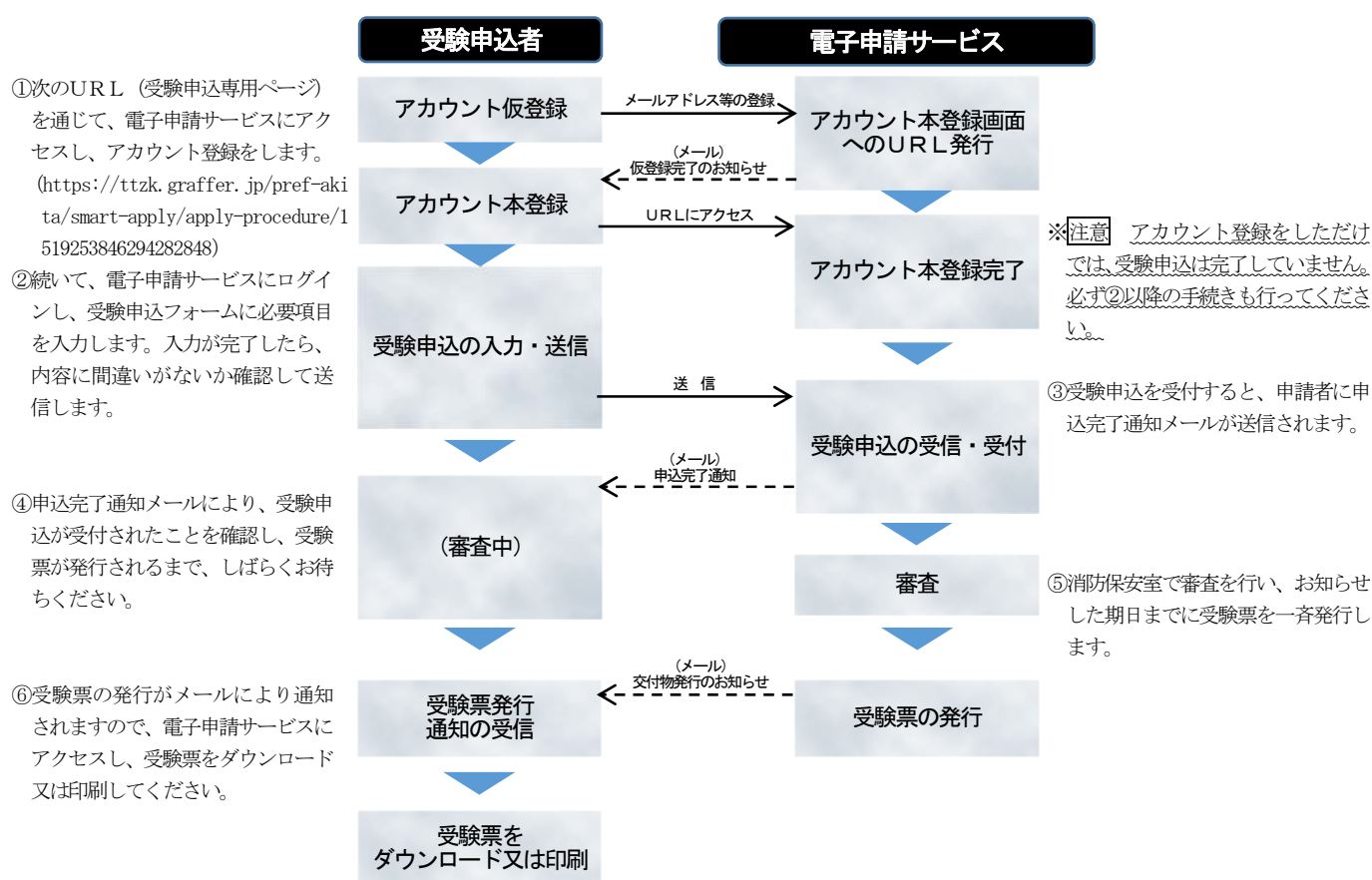
（8月7日（木）午後5時までには必ず送信を完了してください。入力中に申込期限が到来した場合は、受験申込の内容を送信することができなくなります。その場合は原則として受験申込を受け付けることができません。）

(3) 受験票の交付

8月18日（月）までに受験票が発行され、受験申込フォームに記載のメールアドレスに交付物発行のお知らせが送信されますので、電子申請サービスにアクセスし、受験票をダウンロード・保存してください。

受験の際は、スマートフォンにダウンロードするか紙に印刷した受験票を持参してください。

インターネット（電子申請）による受験申込の流れ



11 その他

試験当日は、受験票、筆記用具（HBの鉛筆とシャープペンシル、ボールペン、消しゴム）を持参してください。試験室によっては、時計がないか、席から見えにくい場合がありますので、時計（計時機能のみ）を各自持参してください。携帯電話やスマートフォンについては試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認めません。昼食は持参していただくか近隣の店舗を利用してください。

また、災害の発生や感染症のまん延等やむを得ない事情により試験の日時や会場等を変更する場合、その他緊急の連絡をする場合は、受験申込者に直接連絡します。